

板橋区土木部「週休2日制確保工事」実施要領

1 目的

本要領は、建設業の働き方改革の実現に向けた「完全週休2日制」を目指す取組である「週休2日制確保工事」について、板橋区土木部が発注する工事における実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 対象工事

原則、板橋区土木部が発注する全ての工事を「現場閉所」の週休2日制工事の対象とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

- (1) 単価契約工事
- (2) 工事内容及び施設の実状等により対応が困難な工事

なお、工事内容及び施設の実状等により「現場閉所」が馴染まない工事については、「交替制」の対象とすることができる。

3 週休2日の考え方

(1) 現場閉所

- ア 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- イ 現場閉所における週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- ウ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

(2) 交替制

- ア 交替制における週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- イ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間内における技術者及び技能労働者

の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

ウ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

エ 施工体制台帳上の工期のうち、実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日又は休日についても、現場閉所日又は休日日数に含めるものとする。

4 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領2により週休2日制確保工事を選定した上で、当初設計時に週休2日の達成を前提として経費の補正を行い、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事である旨を記載する。

なお、補正係数は東京都建設局の積算基準の記載による。

(2) 工事契約時

受注者は、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。

なお、「交替制」の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

(3) 工事施工時

ア 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する(別添1)。

イ 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表や電子メール等で東京都板橋区契約事務規則第46条に定める監督員に報告する。

ウ 発注者は、受注者の負担とならないよう既存資料や任意様式等により週休2日の取り組み状況を適宜確認する。受注者側の週休2日の取り組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(4) 最終変更時

ア 現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」(別添2)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第10号」)。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、週休2日未満であった場合は、補正係数を除いた変更とする。

イ 交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確

認できる「休日確保状況報告書」(別添3)を作成し、発注者へ報告する(報告様式は「様式甲第10号」)。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数と対象期間日数から算出する。

発注者は、休日確保状況を確認後、週休2日未満であった場合は、補正係数を除いた変更とする。

5 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況又は技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工事単位で行うものとする。
- (3) 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、「現場閉所」の場合は、毎週土曜日・日曜日の現場閉所が達成できるよう、「交替制」の場合は、全ての技術者及び技能労働者が週毎に2日以上の日休率が達成できるよう努めるものとする。

6 適用

- (1) この要領は、令和8年4月1日から施行する
- (2) この要領は、施行の日以後に起工し、公告等を行う工事に適用する。

広報板記載例

必ず記載

道路補修工事のお知らせ

週休2日制確保工事

日頃、板橋区の土木行政にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

この度、下記案内図の道路において舗装の改修工事を行うこととなりました。

工事期間中は、近隣の皆様には、騒音・振動・車両の出入りでご迷惑をおかけすることと思いますが、車の通行、歩行者の安全に十分注意して、早期に工事が完了するよう努め施工いたしますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、お気づきの点がございましたら、下記へご連絡ください。



工 事 件 名	道路補修工事(62)
工 事 場 所	板橋区西台一丁目17番地先
工 事 期 間	令和8年5月25日から令和8年10月22日まで 昼間施工
工 事 概 要	舗装工(車道・厚55cm) A=751㎡ L形側溝工 L=97m
工事担当事務所	板橋区 北部土木サービスセンター 担当監督員：北部 一郎 板橋区新河岸一丁目9番8号 TEL:03-5398-1251
請 負 者	見本工業株式会社 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL:03-3579-2541 現場代理人 見木 一 緊急連絡先 070-0000-0000

本工事は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」です。

可能な場合は記載

- ・週休2日制確保工事に関する部分以外は例であり、このとおり作成する必要はない。
- ・フォント、文字の大きさ等に変更してよい。